憲教類典

二十六

卯
合66
1

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

憲教類典

一ノ二十 御佛事

卯
115
1

東京圖書館

門	類	函	架	號	冊
		卯		一	二五

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

兼而元年四月七日

一 諸宗之祖師之御影并
一 御開山之像之人家ニ
一 無之様ニ可申付事
一 無書附之人家ニ切支
一 丹之宗門之者有之
一 無之様ニ可申付事
一 諸宗之寺院ニ而之諸
一 法度之

一 金銭出納取扱等ニ付テハ
一 諸手続処置ニ付テハ
一 公事訴訟ニ付テハ
一 町年寄ヨリ之ヲ
一 其一ヶ月ノ事ヲ
一 万事ニ付テハ
一 諸小物成一ヶ年ノ
一 諸事ニ付テハ
一 子ノ年ヨリ
一 諸事ニ付テハ
一 上野寺院ニ
一 上野寺院ニ付テハ

一相當年つとめ之人病死又ハ退役之節
一本家ゟ差遣し候家来ニ而も同様之事
一下馬すへき堂ゟ人ニ而も乗来候節ハ
一道端ニ而ハ其度ごとニ下馬いたし
一お仕着せ之人ニ而も羽織ハ着用いたし
より一ヶ月ニ而ハ御暇ハ出さゝる事
右之外ハ安永年中申渡之通り可心得

天和之事

一寺院僧侶ハ一国ニ而も所持之儀ハ
一諸宗共ニ
一山林ハ
一山林ハ
一山林ハ
一山林ハ
一山林ハ
一山林ハ

寺領者院様御一代ニ而も所持之儀ハ
一諸宗共ニ
一山林ハ
一山林ハ
一山林ハ
一山林ハ
一山林ハ
一山林ハ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

一日五教
一日三教或四教
延宝九酉年
貞享三丙寅年
今度於上野
非人ニも施行
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

享保七壬寅年三月十日
不川右近(とにか)将監殿
覚
一 御上洛被遊候節
御供之面々
御使番

東京三四ノ陳ノト附箋アリ

[illegible]事
[illegible]日[illegible]
[illegible]
何院[illegible]何[illegible]
[illegible]事[illegible]
[illegible]
[illegible]中[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

一日 [illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
以上

[illegible]
何院掛[illegible]
[illegible]
[illegible]

享保八癸卯年

覚

一 [illegible]
歴年月[illegible]
方丈[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 従前ニ無之候ニ付テハ廉ヲ
以テ願出候ニ及ハス書面ヲ
以テ願出ル事

右ノ通十月十四日ヲ以テ触
出候ニ付此段及御届候
以上

年 月 日

覚

一 来十月廿日ヨリ法事ニ
付諸宗ノ僧侶ヲ請シ
還御ノ儀洋銭ヲ以テ
一 諸寺ニテ仏事ヲ
以テ

お祝ひ事ニ書面ニ
御祝ひ御祝儀
申事ニ

喜保八年申年

一白銀拾枚
一同 五枚
一同 壱枚

一同 壱枚
一同 弐枚
一同 三枚
一同 四枚
一同 五枚
一同 六枚
一同 七枚
一同 八枚
一同 九枚
一同 拾枚

三十万石以上嫡子
十万石以上嫡子
事ニ候ハヽ

覺

一 南土有古法事之說 御奉行樣御附札之事

一 說未詳事 西國之說 御奉行樣御附札之事

一 御奉行樣御附札之事 說無之 西國之說 御奉行樣御附札之事

一 說未詳事 西國之說 御奉行樣御附札之事

一 御奉行樣御附札之事 說無之 西國之說 御奉行樣御附札之事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

目次

享保八年卯年

覺

一 壹万石以上之面々は香奠、献上之儀
　 勿論斗目之袴ニ而朝之時文隆裃ニ而
　 御本所へ被罷出候事

一 壹万石以下三千石迄之面々ハ麻
　 斗目着袴ニ而四時之文隆裃ニ而
　 罷出候事

一 壹万石以下之面々ハ麻斗目着袴ニ而
　 時之八時迄ニ而文隆裃ニ而
　 雲院前迄ニ而乗物
　 如斯候事

右之通十一月十日ニ而
　 候旨書付ニ而来ル

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

何院掛行而は法事ニそれ
仰ニより掛物書上ニ記入ニ記
中ニ書院

享保八年卯年

一白銀拾枚
一同断
一同断

同香奠銀上ニ
ニ拾枚ツヽ
ニ枚ツヽ

一同断
一同断
一同断
一同断
一寺方ニ而ハ法事
上事ニ而ハ御年忌

一同断
一同断
一同断
一同断
一同断
一寺方ニ而ハ法事ニ而
上事ニ而ハ御年忌

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

定

憲保十三年申年
御書奥敷上ル覚

一 白紙拾枚
一 口 五枚
一 口 三枚
一 口 少枚

一 口 壱枚
一 口 少枚
一 口 壱枚
一 壱方弐寸五分ほそ
一 壱方弐寸五分ほそ
一 壱方弐寸五分ほそ

右之通書付を以申上候
有壱院様十三回忌ニ付法事ニ而

[illegible]

享保十三戊申年

[illegible]

一 寺方石切手三ツ石切上ニて両ニ使ニ参ル
歴年月不詳ニ付九時ニ出ル書
[illegible]

一 寺方石切手三ツ石切上ニて両ニ使ニ参ル
歴年月不詳ニ付九時ニ出ル書
[illegible]
[illegible]
[illegible]

有章従拝十三四人ニ而ハ法事之
儀ハ勿論之事ニ候得共御
寺ニ而ハ御

享保十三申年九月

覺

一 寺方ゟ之書付ニ而ハ御香奠献上ニ候ハヽ
廉ゟ日ゟ待ニ而朝ゟ時ゟ夕ゟ時迄ニ
差越ス方ゟ可ニ候ハヽ
一 寺方ゟ之書付ニ而ハ献上ニ而ハ使者廉ゟ
日ゟ待ニ而四時ゟ九時ゟ迄ニ

越ス方ゟ可ニ候ハヽ
一 時刻ゟ之事
一 時刻ゟ外ニ而ハ使者廉ゟ待ニて
九時ゟ八時ゟ迄ニ書付ニ而
方ゟ可ニ候ハヽ
一 書付ニ而ハ献上
何院様仰出ニ而ハ無之
ゟ我附ニ而献上ニ候ハヽ

享保十三申年

御香奠請取之覚

一白銀拾枚　　六十方石ノ上
一同　五枚　　三拾方石ノ
一同　三枚　　五十方石ノ
一同　壱枚　　十方石ノ
一同　弐枚　　廿九方石ノ
一同　壱枚　　五方石ノ
一同　弐枚　　九方石ノ
一同　壱枚　　七方石ノ
一同　壱枚　　四方石ノ

一同　弐枚　　三方石ノ上
一同　壱枚　　十方石ノ
一金方石ノ内ニ而請取事ニ候上

書付ニ而申上候

何院様何回忌ニ而
何寺様へ御布施
何程ニ而御越之節
御請取之覚

享保十三戊申年十月

覺

一當十月十日御作事お済　御雪隠ん
御急請ニ而墨御
ニ被仰付候事

一諸色高値ニ而困窮ニ付
御扶持ニ而被下候事

右之通被仰渡候間
可被得其意候

享保十三戊申年十月

覺

一米穀其外諸色高直ニ
而困窮ニ付
御扶持ニ而被下候事

一當十月十日御作事お済
御雪隠ん
ニ墨御
御急請ニ而墨御
ニ被仰付候事

右之通被仰渡候間
可被得其意候

享保十三戊申年十月

覺

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

一 寺方石以上ニ而ハ門番ニ奥勤ニ上ル侍共
歩行ニ而も供ニ連候事
一 寺方石以下ニ而ハ供ニ麻
上下ニ而も供ニ連候時ハ袴着用ニ而
差支ハ無之候事
一 寺方石以下三千石以上ニ而ハ麻
上下ニ而も供ニ連候時ハ袴着用ニ而
歩行ニ而も差支ハ無之候事
一 寺方遠慮院前ニ而ハ麻上下ニ而も
供ニ連候時ハ袴着用ニ而歩行ニ而も
差支ハ無之候事
一 右之外ハ麻上下ニ而も供ニ連候時ハ袴着用
歩行ニ而も差支ハ無之候事

一 九月ハ小袖ニ而も麻上下ニ而も供ニ連候
前ニ而も袴着用ニ而歩行ニ而も差支ハ無之候事
一 十月ハ十日ニ而も袷ニ而も歩行ニ而も
差支ハ無之候事
一 十一月ハ袷ニ而も麻上下ニ而も供ニ連候
時ハ袴着用ニ而歩行ニ而も差支ハ無之候事
一 十二月ハ袷ニ而も麻上下ニ而も供ニ連候
時ハ袴着用ニ而歩行ニ而も差支ハ無之候事

享保十七年申年十月

一 神奈川奥羽上ル
一 白銀拾枚
一 弐百枚
一 弐百枚
一 弐百

寛保元辛酉年二月廿七日
本月九日於東獻山 浄光院林三千三百余坊法主文中
ヲ以入滅ス部年廿五歳ト云フ
四月
当月ヨリ新法主ノ御事ヲ称ス
寛保元辛酉年二月廿七日
一本ノ九日於東獻山 浄光院林三千三百余坊法主文中
ヲ以入滅ス部年廿五歳ト云フ
四月
一本日 門霊院ノ名代遣書来ル
浄光院事ニ付又状衆ニ云教ヲ以テ
四ヶ寺ヨリ御悔ヲ申ス
二月

神官僧侶

神官僧侶

寛保元辛酉年三月九日

天英院様御法事中御服布御心得之儀

御書付

但歴年月宮被遊候者小袖麻上下

御法事御書付被下置候ニ付而ハ凶例之由ニ

御入御法事ニ而御服布

寛保元辛酉年三月九日

侍従以上　増上寺津礼之節

四品　増岡し内下ゟ之事

清水之　内下ゟ四事同

布衣　内下ゟ三事同

三宮　以下今由之事

法印幸甚校合之上ハ可為御入木歟并ニ諸陵

寛保元年酉年三月九日　大目付
　　　

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

寛保元辛酉年三月十日

[illegible]三家 紀伊宰相殿 松平[illegible]
井伊掃部頭 松平加賀守 松平[illegible]
松平播磨守

右之通事ニ候間[illegible]
一右御婚礼之節[illegible]
[illegible]

寛保元辛酉年三月十日

[illegible]
[illegible]
[illegible]

寛保元辛酉年三月十日

万石以下之面々新上屋敷
上寺方江引移候節
往来之輩下馬
往来之輩下乗
引移候迄

三月

一 寺社奉行被仰渡候ハ
新上屋敷江引移候節
通行之輩下乗

寛保元辛酉年三月十日

一 御普請奉行被仰渡候ハ
御普請之事

寛保元辛酉年三月十日

一 御普請奉行被仰渡候ハ
御普請之儀ニ付上野
山内寺社方江引移候節

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

十之内

一於本堂ニ

追而
此度書付被差越候ニ付
御入用ニ而
寛保元酉年三月廿七日
昨廿四日御用ニ付揃候
為御通知御飛脚ニ而
申入候
以上
三月廿七日

寛保元酉年三月廿七日
昨日御用ニ付揃候
為御通知御飛脚ニ而
申入候
以上
三月廿七日

寛保元辛酉年三月廿日

寛保辛酉年四月廿日

一

寛保二壬戌年四月吉日

一　今般御上洛御供仕候内御掃除或い
雨天之節ハ御駕之脇ニ
或い縄を以引候儀ハ
一　御法事中喪服着用
仕候事

右之通被仰渡候
四月

寛保二壬戌年二月

一　御上洛之節御掃除
或い雨天之節ハ御駕
之脇ニ縄を以引候儀
一　御法事中喪服着用
仕候事

右之通被仰渡候
二月

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

寛保二壬戌年二月晦日

長崎奉行所
二月

寛保二壬戌年二月廿日
天英院様御葬礼ニ付
当月廿日
大目付
目付

伝奏三月朔日
ゟ書面

二月

寛保二壬戌年二月廿日
於増上寺法事
月光院様
利根姫君様
法

宮内省圖書寮

寛保二壬戌年二月廿二日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

寛保二壬戌年二月廿四日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛保二壬戌年三月廿四日

一 雇し町人お

右之通被仰渡之

乍恐御請書之文言左之通

一 三月

寛保二壬戌年四月九日

一 覚

一 当四月廿九日 御法事お済

御実廟へ御参詣之節 御供奉之

面々御心得之事

一 諸向御奉行衆 西丸

老中衆 寺社御奉行衆

惣御目付衆 御勘定奉行

惣御代官衆 御普請奉行

惣御作事奉行衆

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛保二壬戌年四月廿一日

南町奉行所

寛保二壬戌年四月廿一日

南町奉行所

寛保二壬戌年四月廿二日

四月廿九日御下ケ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛保二壬戌年四月廿六日
御法事ニ付
御用日限ニ
四月廿九日

寛保二壬戌年四月廿日
御用ニ付
御書付ニ
御名ニ
御判ニ

寛保二壬戌年六月九日
来月於東叡山
御法事中
御精進日
御本多紀伊守
殿江
五月

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

寛保二壬戌年五月十日　口田村

寛保洪水（徳）

寛保洪水ニ付御書付

一洪水ニ付御書付之事

寛保二壬戌年五月十日

御法事中毎日御評議之事

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 [illegible]

寛保二壬戌年五月廿日

来月浄念沈拾五回忌ニ付
於 大猷院 御法事
御執行被仰付候ニ付
[illegible]

一 [illegible]

十三回忌ニ付
[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛保二壬戌年三月十日
宇佐浄国院様
西ノ丸御老中
御奉書ニ付而之出仕之事
三月
一
此書付ニ付而之御
請書御老中へ提出
之事

寛保二壬戌年六月晦日
来ル九日於東叡山
ニて御教ニ付而之
御礼ニ登城之事
六月
一
此書付ニ付而之御
請書御老中へ提出
之事

寛保二壬戌年九月十日

廿日

光沢院様二十三回忌御追善

御名代堀田相模守様御参詣

廿七日

九月十日

廿日

御名代堀田相模守様御参詣

寛保二壬戌年十月廿七日

廿日

御名代堀田相模守様御参詣

増徳院様御霊屋

一布衣以下御礼御両度

十月廿七日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

十月十日

土方
土方

延享五戊辰年九月十四日

第十月於增上寺御法事中讀經之
内年老之人々勢ひ
お法の如く平

右之通ニ讀ミ
九月

延享五戊辰年九月十四日

一 土方石見守殿ゟ書翼紙上ル
一 屋敷内ニ而御法事
一 御し方式人ゟ勅使
一 土方石見守殿ゟ使者

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

以上

右之通被仰出候条此旨布告布達候事

文部省第三十五回ヲ以テ被仰出候条此旨布告布達候事

延享元甲子年九月十四日

勝貴

延享二乙丑年四月

一高千穂神主吉岡清事為勤功賜金若干両

一社家内高千穂ニ住居之分ハ勿論諸国ニ而神職相勤候者共一切法事并普請ニ而祓ひ執行致間敷事

一神主并社家共ニ神事之節ハ麻上下着用可致事

延享二乙丑年四月

伊勢守

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

於郡奉山八海ハ牧村之内所観或中
和書

右書教諭教諭ハ行カ
多刀口ハ有之候ハ
之書書ハ書ハ治世ハ曲渕
豊前守ハ之ハ用ハ
ハ之ハ之ハ

二月

延享二乙丑年二月十六日 伊藤ハ
八海ハ郡奉山ハ書清平ハ
御ハ役所仕廻ハ
也ハ之ハ打果ハ
ハ之ハ書ハ
大島ハ書ハ
曲渕ハ書ハ

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

延享二乙丑年二月廿七日

八海山牧行之事

三月十三日

一御条目之事

十七日御条目之時之

御条目之通之事

一御条目之列毎年之

一諸家家督之看届之事

廿四日

奏者番

公方様　大名御養子

大名列家督二年目之

御条目之通之事

一 諒安ヨリ到来ニ付礼帖
着用之事
口上
右之趣林 御奉行
公方様 御奉行
諸事右ニ准ス

一 八講右ニ准ス 山
両人冠ニ而冠ニ而着用之事
両人共ニ布衣之事 三月十四日
右大将様 豊御奉行
一 行列諒安ニ而着用之時
御本丸ニ而ハ御礼ニ及ハス
一 御内々大名御用ニ而御礼
ニ被参候節ハ両人共ニ大紋
着用之事

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

三月十二日

右大将様 [illegible]

但急ぎ而已如此下[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三月廿二日

右大将様 [illegible]

[illegible]

二月

延享二乙丑年三月三日
万石以下寄合衆并諸
事西丸小姓之外諸
家式台脇之敷而両側
小姓之内一人時服
一重ツヽ
布衣之諸役并西丸
小姓之内一人ツヽ
布衣之廉を以
御目見被
仰付候

三月

延享二乙丑年三月四日 吉正将監殿

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

延享二乙丑年二月二日
於紅葉山八海之間
二月二日
公方様 御参詣 随身之人代りを
以 書

右大将様 御参詣 随身之人代りを
以 書
十四日
公方様 右大将様
公方様 随身之人
右大将様 随身之人
十四日
奥将様 御参詣 随身之人代りを
十七日

公方様 御条目
右之通被
仰出候
間可
相守
旨
堅
可
被
相
触
候
以
上

寛文二丑年三月

八海山
御条目
三月十四日
大久保様
先年
三月十七日
公方様
御卒去
仮十念
御引取
被
遊
候
旨

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 侍従紅葉山ノ右冠ヲ西ニ向ケ
テ置ク事
一 右冠ヲ命ス者ヨリ受ケ取リ
テ捧持スル事
一 右冠ヲ命ス者ヨリ受ケ取リ
一 紅葉山ノ浄机ヲ西ニ向ケ
テ置ク事
一 侍従事ヲ始ル日ヨリ三ケ日
三ケ日ノ上ニ
但上卿ノ浄机ヲ置ク事

延享二乙丑年三月八日
一 紅葉山御宮ヲ侍従ノ
御霊代ヲ
ハシメ奉ル事
延享二乙丑年三月八日 左正弁豊城 判
三月十七日ノ十九ノ上卿 御宮ノ
侍従ノ御霊代ヲ

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

延喜二十五年三月十日太政官
八省諸衙并中務省
打毬之日左近衛
河曲要地并
弥井鞠場
右件地等許仰
海中一町已下
延喜二十五年三月十日太政官
一町已下仰
鋪設畢即
一町已下仰
一町已下仰
一町已下仰

延享二乙丑年三月廿五日
一疫血条血鼻血おし
ことくし事
一腊水ハ節分ニ汲支度ニ而
急ニ而ハ時ニ候ハ
ハ無之候ハ
ことくし
右ハ寺社奉行
御役所ニ而
御申渡之趣
延享二乙丑年三月廿五日
一疫病ニ而
御停止之
御触有之候
ハ
御停止ニ
ことくし
延享二乙丑年三月廿五日
一疫病ニ而
御停止之
御触有之候
ハ
御停止ニ
ことくし

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

延喜二十五年三月十日
明十九日以後之日者
宜令如家来之
時当日来者不在
之例也 仍執
達如件

延喜二十五年三月十日 陽明門 大内記

来廿日法務局
出頭の上登記
三月十日
時事新報社
取締役
延喜二九年三月廿日
臨時事務局
三月廿日
門脇子爵向島
ニ而逝去
時事新報社
ニ而追悼
延喜二九年三月廿日
昭廿一日門脇兄物

布衣以上之面々江被為
仰
門本九面九ん之　城
附おゐてハ
但服忌之神輿ハ
右之通ニ
三月廿日

時之事ニ重ん旨ニ於ハ
延享二乙丑年七月廿七日　伊勢守加
八月三日
沢山ニ候ハ、十三面以上
猶詰　之間ニ
松江法事平ニ
埼玉事ニ

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛延二巳年十月七日　信濃守殿

一来年四月於日光山御法事申付
ら旨ニ付而ハ定而御手伝
可申候間其心得ニ而
可被居候

一御法事中普請作事
及お山之
掃除

十二月

寛延二巳年十月七日

於日光山御法事奉行

四月

十二日　初日

十四日　中日

十六日　結願

寛延二己巳年十月廿日
来年四月於日光山
大猷院御霊屋
白銀拾枚 三拾万石以上
同 弐枚 十万石より
同 弐枚 三万石より
同 壱枚 弐万石より
同 壱枚 壱万石より
同 壱枚 五千石より
同 壱枚 三千石より
同 壱枚 千石より
一 弐万石以上御太刀
弐万石以下御太刀
一 御太刀 弐万石以上
一 御馬 弐万石以上
一 御太刀 弐万石以下
一 御馬 弐万石以下
一 御太刀 千石以上
一 御馬 千石以上
一 御太刀 千石以下
一 御馬 千石以下
一 御太刀 五千石以上
一 御馬 五千石以上
一 御太刀 五千石以下
一 御馬 五千石以下
一 御太刀 三千石以上
一 御馬 三千石以上
一 御太刀 三千石以下
一 御馬 三千

寛延三庚午年三月十四日

信濃守殿

覚

一 来月晦日東叡山へ献花御参詣
　 旧来之通り御道筋
　 掃清候事

一 御道筋へ出し置候
　 諸色之儀
　 都而おいて荘厳之事ニ候間

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛延三庚午年三月吉日

一 御公家 諸家 高々
　 座席并扇被
　 下候事
　 天中節御
　 太刀被
　 下候式

右之通日光山之御掟書
事

紀伊宰相殿
　 御領

一 御公家 諸家 高々
　 座席并扇被
　 下候事
　 天中節御
　 太刀被
　 下候式

右之通日光山之御掟書
事

寛延三庚午年四月十四日

一 東叡山 大猷院様
　 御忌日御法事
　 川猪様御
　 小堀采女殿
　 松平主馬

一 其心得を以て兼而申渡置候通
御用之儀有之候間
可被得其意候

寛延三庚午年四月廿日

一 御用之儀有之候間
可被得其意候

寛延三庚午年四月廿日

一 御用之儀有之候間
可被得其意候

寛延三庚午年四月廿日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

寛暦二壬申年五月廿一日　信法ヲ取

一當六月於東叡山法華中堂ニ通

申談致シ内拝ヲ以テ有徳院様ヨリ

左之御仰ヲ承ル

　五月廿一日

寛暦二壬申年五月廿九日　信法ヲ取

　覧

一當六月於東叡山法華中堂ニ通

申談致シ内拝ヲ以テ有徳院様ヨリ

左之御仰ヲ承ル

　六月　日

一門法事中無滞相勤候ニ付

　お山ノ事

　六月　日

一

　五月

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寶暦二壬申年五月廿九日

一於東叡山 御位牌 御修復

六月十七日 御中陰 御法事

寶暦二壬申年六月二日

宮内卿 御位牌

御香奠 献上

一白銀拾枚 三方ニ乗

一白銀拾枚 三方ニ乗

一白銀拾枚 三方ニ乗

寛暦二壬申年二月二日

岩田甲斐守

豊見

一當月廿日御法事ニ付御香奠ニ源氏御供奉ニ而豊前守
江被渡候事

一源氏御供奉ニ而豊前守江被渡候御太刀
之儀ハ従来共ニ御太刀之儀ニ候哉又ハ前々
ニ豊前守江被渡候哉之儀ニ付御尋ニ候ニ付
而ハ従来共ニ御太刀被渡候事ニ候

一御太刀之儀ハ豊前守江被渡候事ニ候

寛暦二壬申年二月二日

宮田小神祝

賞

一 壱方石以上西ノ香奠献上ノ使者深帷子着用ノ時ハ文挟通ノ事

一 壱方石以下三方ノ使者深帷子着用ノ時ハ文挟ノ事

一 時服ノ雨使者深帷子着用ノ時ハ文挟ノ事

右ノ通リ名刺ヲ取扱ノ事

一 香奠献上ノ使者深帷子着用ノ時ハ文挟ノ事

右ノ通二月廿七日ニ申渡ス

右ノ趣ヲ書記ス

寛廣二庚申年二月

吉田孫丸

宮田小神祝

當月廿日　還御
山口御泊ニ而御昼食被為
遊候ニ付おゐて
六月

寶暦二壬申年六月八日

宮内少輔殿

一當月廿二日東獻山ゟ
書翼敷上ル事ニ
付
例ニ寄而御祝詞申上候
六月

此度東獻山ゟ
有徳院様一周忌
御法事ニ付
御名代被
仰付候ニ付
御祝詞

寶暦二壬申年六月廿二日

宮内少輔殿

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

寶暦二年申年二月十三日

宮内少輔殿

一東叡山御法事御掛

尾張紀伊宰相殿

中山宰相殿

新田中日張殿

堀田加賀守

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

山名民部　多田満頼　永井直勝
山本主殿　栗山善助　杉浦正勝
雨宮治兵衛　長谷川八左衛門
安藤帯刀　伊田重政　間宮四郎助
巨勢六左衛門　浦上左近将監
野宮通主　今村九兵衛　山高甚左衛門
加藤市正　巨勢通任
上の事
御法事中陣取ハ巨勢ハ菓子
宮内ハ御法事中二ノ丸ニ詰ル
土岐下野守
寛文十二子年六月十三日
宮田助左衛門　内田佐大夫

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用